

紹介手数料 返金規定

当社の紹介により就業した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金するものとする。

■返金規定

退職時期	返金の割合(～6.3.31)	返金の割合(6.4.1～)
1ヶ月未満の自己都合退職	紹介手数料の80%	紹介手数料の50%
3ヶ月未満の自己都合退職	紹介手数料の50%	紹介手数料の20%
6ヶ月未満の自己都合退職	紹介手数料の20%	返金なし
6ヶ月以上の自己都合退職	返金なし	返金なし

■摘要

- ・求人者の都合による退職、求人者に起因する退職は、返金はないものとする。
- ・退職事由が求人者、本人、当社の各々に原因がある場合は、当社と求人者と誠意を持って協議し、返金の割合を決定するものとする。
- ・本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、当社と求人者と誠意を持って協議し、返金の割合を決定するものとする。
- ・紹介手数料の返金額の計算において、小数点以下が発生する場合は切上げとする。
- ・当社が返金事象が発生した旨の連絡を受けた場合、3営業日以内に求人者の銀行口座に返金額を振り込むか、返金の事象が発生した日が属する月度で、求人者に対して返金額以上の請求金額がある場合は、請求金額と相殺する形で返金するものとする。
- ・本規定は令和6年4月1日より有効とし、同日以降に発生する返金は本規定に従うものとする。

令和6年4月1日

株式会社DIRECT
岡山県岡山市北区大元2丁目7番22号
大元アースビル

許可番号 33-ユ-300272